

自民党山形県連政治大学「やまがた元気塾」学則

《前文》

わが党は結党以来、日本の平和と繁栄を担ってきた責任政党であり、山形県においてもわが山形県連が務める役割は大きく、常に県民の安心・安全な生活のために尽力してきた。

しかるに、人口の減少や産業力の低下などのかかる課題を打ち破っていくには、新たな発想と強い信念を持った若いエネルギーが必要である。

そうした観点から、自民党山形県連は次代を担う人材を発掘・育成していくため、ここに”レストレーション（再興）山形”を合言葉に「やまがた元気塾(仮称)」を設立する。

第1章 《総則》

第1条 名称

本校は、自民党山形県連政治大学「やまがた元気塾」と称する。

第2条 所在地

本校を、山形市あさひ町18番31号「自由民主党山形県支部連合会」に置く。

第3条 学則の変更

学則の変更は、県連役員会において決する。

第4条 適用範囲

この学則は、本校に在籍し受講するものすべてに適用される。

第5条 講座及び定員

本校に「やまがた元気塾」を置き、原則として50歳未満で、定員を30名程度とする。

第2章 《組織及び運営》

第6条 運営

本校に校長及び塾長並びに事務職員を置く

①校長は、本校の責任者として県連会長が努めることとし、公務を掌る。

②校長は、役員会の了承を得て塾長その他必要な役員を置くことができる。

③事務職員は、県連職員が担当する。

第7条 開校及び閉校

本校の開校及び閉校の時期については、役員会の承認を得て決定する。

第3章 《入学》

第8条 入学時期

入学の時期は開校式に準ずる。ただし、校長の許可を得れば途中入学することができる。

第9条 出願と選考

本校に入学を希望するものは、所定の申込書に必要事項を記載のうえ申込み、書類選考を受けるものとする。

第10条 入学資格

- ①50歳未満であること。
- ②自民党の政策を理解し、政治への関心・興味を持っているもの。
- ③他の政党に入党していないもの。

第11条 提出書類

提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しない。

第12条 学費及び受講料

年額10,000円とし、党員・学生は8,000円とする。

- ①既に納付された学費については、以下なる理由があっても返還しない。
- ②その他の活動の際には、諸経費を徴収する場合がある。
- ③塾生以外が聴講する際には受講料1,000円を徴収する。

第13条 入学手続き及び入学許可

前条の手続きを終え、入学許可の通知を受けたものは、指定の期日までに受講料を納入したのちに、校長は入学を許可する。

第4章 《卒業・終了》

第14条 卒業及び終了

以下の項目全てを満たしているものに、校長は卒業又は終了を許可し証書を授与する。

- 1、受講回数が3分の2以上であること。
- 2、卒業論文を提出していること。

第15条 修業年限

本校の就業年数は1期を原則とする。ただし在学年数の上限は定めない。

第16条 退学

やむを得ない理由により退学しようとするものは、その理由を記載した所定の退学願いを提出し、校長の許可を得なければならない。

第5章 《賞罰及び除籍》

第17条 表彰

表彰に関しては、校長が定める。

第18条 懲戒・除籍

校長は、次の各号に該当するものを、懲戒又は除籍とすることができる。

- 1、入学申込内容に虚偽があったもの。
- 2、正当な理由がなく出席しないもの。
- 3、本校の秩序、風紀を乱し、倫理や常識に反したもの。
- 4、自民党以外の政党やそれに類する立場から選挙に立候補したもの。
- 5、自民党の支部情勢を無視した行動で、県連及び本校に不利益を与えたもの
- 6、前文に反する行為に及んだもの。
- 7、その他、校長が懲戒又は除籍することが適切と認めたもの。

第6章 《その他》

第19条 本校生は、自民党、自民党県連、自民党山形県連政治大学、やまがた元気塾、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

第20条 この規約に定めのない事項は、党則並びに県連規約、役員会の規定に準拠して、校長が決定する。

付則

- 1、本学則は、平成26年4月1日より施行する。